

横浜市在宅心身障害者手当支給制度のあり方検討について

横浜市在宅心身障害者手当は、横浜市独自事業として、昭和48年に創設された制度です。その後、障害基礎年金の創設や自立生活を支援する場としてのグループホームの設置、日中活動の場としての作業所の整備等、障害福祉施策の拡充が進む中、一律の現金給付である手当制度の意義について検討することとしました。

そこで、当事者や家族、関係者などが参加する横浜市障害者施策推進協議会（障害者基本法第26条による設置）での検討を開始しました。

1 制度の概要

(1) 制度の目的

この制度は、在宅の心身障害者に対し、手当を支給することにより、心身障害者の生活の安定に寄与することを目的としています。

(2) 対象者 等

| 障害程度の区分 | | 支給額 (7月・12月の年2回支給) | 支給人数 (H18年度12月分) | 支給額 (H18年度決算(年額)) |
|---------|---|----------------------------|---------------------|----------------------|
| 最重度 | 身体障害者手帳1・2級 かつ知能指数35以下 | 年額 60,000円 (1期 30,000円) | 1,473人 | 87,510千円 |
| 重度 | ①身体障害者手帳1・2級 ②知能指数35以下 ③身体障害者手帳3級 かつ知能指数50以下 | 年額 35,000円 (1期 17,500円) | 42,228人 | 1,481,585千円 |
| 中度 | ①身体障害者手帳3級 ②知能指数36～40 ③身体障害者手帳4級 かつ知能指数50以下 | 年額 25,000円 (1期 12,500円) | 12,139人 | 303,200千円 |
| 計 | | — | 55,840人 | 1,872,295千円 |

2 これまでの経緯

(1) 制度改正の経過

昭和57年度 障害程度の区分に最重度を新設するとともに、重度と中度の手当金の年額を5千円増額

平成17年度 65歳以上で初めて手帳を取得した者は、手当の対象外とする年齢要件を追加

(2) 障害福祉施策の推進

| 年 | 福祉サービス | 《平成18年度水準》 |
|-------------|---------------------|--|
| 昭和48年(1973) | 横浜市在宅心身障害者手当制度 | 55,840人 |
| 昭和52年(1977) | 地域作業所助成事業 | 135か所 |
| 昭和53年(1978) | 一時入所事業 | 短期入所事業 49か所 |
| 昭和60年(1985) | 障害者グループホーム事業 | 316か所 |
| 昭和61年(1986) | 特別障害者等手当創設【国】 | 3,617人 |
| | 年金制度改正(障害基礎年金創設)【国】 | 1級:年額 990,100円 2級:年額 792,000円 (2級は老齢基礎年金と同額) |
| 平成12年(2000) | 障害者ホームヘルプ事業 | 利用者 4,420人 |
| 平成18年(2006) | 障害者自立支援法施行【国】 | 支給決定対象者数 約 11,000人 |
| | 障害者自立支援法利用者負担額助成 | 助成対象者数 3,408人 |

3 横浜市障害者施策推進協議会における検討について

横浜市障害者施策推進協議会に検討のための部会を設置することとし、第1回検討部会を11月12日に開催しました。

(1) 見直しの視点

- 制度創設から30年以上経ち、制度の現在の意義について
- 所得制限のない一律の現金給付の仕組みであることについて
- 3障害一元化のサービス提供の中で、精神障害が対象に含まれていないことについて

(2) 見直しの方向性(案)

| 見直し項目 | 見直し案 | 備考 |
|-------|------------------------------------|------------------|
| 支給対象者 | 精神障害を含む重度重複障害者など、生活上の困難性の高い人を対象とする | 支給目的の重点化・明確化 |
| 支給額 | 現行の最重度の額(年6万円)をベースに引き続き検討する | |
| 所得要件 | 特別障害者手当と同様の所得要件とする | 類似の国制度の基準に合わせた設定 |

(3) 第1回検討部会での主な意見

- あり方を検討するにあたって、この手当の現在の意義を整理する必要がある。
- 限られた財源の中で、この制度を維持することよりも、他の施策をより一層拡充していくことが重要である。
- 使い途を限定しない現金給付は重要であり、精神障害者も対象とすべきである。

4 今後の進め方

制度の見直しについては、今後、受給者アンケートや市民意見募集も行いながら、検討部会で議論を進めてまいります。

平成19年11月 第1回検討部会(11/12)
市会常任委員会への報告(11/21)

受給者アンケート、市民意見募集
団体説明

平成20年2月 第2回検討部会(予定)

平成20年3月 第3回検討部会・障害者施策推進協議会(予定)

横浜市在宅心身障害者手当の見直しについて

1 現行制度の状況について

- ① 制度の概要について（別添 参考1）
- ② 事業規模(受給者数・予算額等)（別添 参考2）

2 これまでの主な制度改正について

昭和48年の制度発足から、これまで大きな改正を3度実施（別添 参考3）

3 制度創設時（S48）と現在との環境の比較について

- ① 障害者福祉の推移(年表)（別添 参考4）
- ② 在宅障害者への主な支援施策（別添 参考5）
- ③ 他都市の状況（別添 参考6）

4 見直しの視点

- ① 制度創設から30年以上経ち、制度の現在の意義について、どのように考えていくか
- ② 所得制限のない一律の現金給付の仕組みであることについて、どのように考えていくか
- ③ 3障害一元化のサービス提供の中で、精神障害が対象に含まれていないことについて、どのように考えていくか

5 見直しの方向性（案）

| 見直し項目 | 見直し案 | 備考 |
|-------|------------------------------------|------------------|
| 支給対象者 | 精神障害を含む重度重複障害者など、生活上の困難性の高い人を対象とする | 支給目的の重点化・明確化 |
| 支給額 | 現行の最重度の額(年6万円)をベースに引き続き検討する | |
| 所得要件 | 特別障害者手当と同様の所得要件とする | 類似の国制度の基準に合わせた設定 |



- 在宅障害者に一律に給付している手当を改め、所得状況を加味した対象要件の検討を行う。
- 見直しで生じる財源は、今後必要となる障害者施策の財源として活用する。

6 受給者アンケート、市民意見募集の実施について

「手当の受給者へのアンケート」や「市民意見募集」を行い、広く意見を集めます。

[受給者アンケート、市民意見募集 項目(案)]

| | | |
|----------|--|---|
| 受給者アンケート | 年齢、性別、障害名、等級 支給区分(最重度・重度・中度) 支給金の使い途、その他制度に対する意見 | 他 |
| 市民意見募集 | 年齢、性別、職業 制度及び制度の見直しの方針に対する意見 | 他 |

7 今後の進め方

H19年11月 検討部会① (11/12)

市会常任委員会に報告(11/21予定)
受給者アンケート、市民意見募集
団体説明

検討部会②

3月 障害者施策推進協議会

H20年度中 条例改正の議案上程(予定)

[県・市の在宅手当制度の概要]

参考1

| | | 神奈川県在宅重度障害者等手当 | 横浜市在宅心身障害者手当 |
|----------|---|---|---|
| 対象者 | | 4月1日現在県内に引き続き1年以上住所を有し、次の障害程度に該当する方。ただし社会福祉施設（特別養護老人ホームを含む）に入所中の方は対象になりません。（病院や老人保健施設、有料老人ホーム等は対象） 65歳以上で新規に身体障害者手帳を取得した方は、対象になりません。（知的障害、以前に手当を受給していた方は、受給可能） | 横浜市に住所を有し、次の障害程度に該当する方。ただし社会福祉施設（特別養護老人ホームを含む）に入所中の方は対象になりません。（病院や老人保健施設、有料老人ホーム等は対象） 平成17年10月1日以降に、65歳以上で新規に身体障害者手帳を取得した方は対象になりません。（知的障害の方は、受給可能） |
| 程度 | 最重度 | 身体障害者手帳1・2級かつ知能指数35以下 | |
| | 重 度 | ①身体障害者手帳1・2級 ②知能指数35以下 ③身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下 | |
| | 中 度 | ①身体障害者手帳3級 ②知能指数36～40 ③身体障害者手帳4級かつ知能指数50以下 | |
| 支払回数及び時期 | 年額を7月と12月の2回に分けて支給します。 | 年度を前期・後期に分け、年額の2分の1を支給します。 前期分(4月1日現在対象の方)7月支給 後期分(10月1日現在対象の方)12月支給 | |
| 支給額 | 最重度 | 年額60,000円 | 1期30,000円(年額60,000円) |
| | 重 度 | 年額35,000円 | 1期17,500円(年額35,000円) |
| | 中 度 | 年額25,000円 | 1期12,500円(年額25,000円) |
| 申請期間 | 4月1日から4月30日まで(既に横浜市在宅心身障害者手当を申請している方は、改めて申請する必要はありません。) | 常時 | |
| 必要書類 | 障害者手帳等、普通預金口座の通帳（郵便局は利用できません） | | |
| 窓 | 福祉保健センター サービス課(裏表紙) ※障害者手帳の取得や等級変更により支給額が変わる場合がありますので「窓口」でご相談ください。 | | |

[制度の目的(条例規定)]

第1条 この条例は、在宅の心身障害者に対し、手当を支給することにより、心身障害者の生活の安定に寄与することを目的とする。

参考2

【受給者数の推移】

【H18決算額】

| | 16年度決算 | | 17年度決算 | | 18年度決算 | | 18年度決算額 (円) | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------------|-------------|----------------------|
| | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | | |
| 最重度 | 1,340人 | 1,366人 | 1,390人 | 1,415人 | 1,444人 | 1,473人 | 最重度 | 87,510,000 |
| 重 度 | 41,253人 | 42,218人 | 42,484人 | 43,191人 | 42,434人 | 42,228人 | 重 度 | 1,481,585,000 |
| 中 度 | 11,707人 | 12,056人 | 12,095人 | 12,341人 | 12,117人 | 12,139人 | 中 度 | 303,200,000 |
| 計 | 54,300人 | 55,640人 | 55,969人 | 56,947人 | 55,995人 | 55,840人 | 計 | 1,872,295,000 |
| 対象者の伸び率 | | 102.5% | 100.6% | 101.7% | 98.3% | 99.7% | | |

[これまでの主な制度改正]

参考3

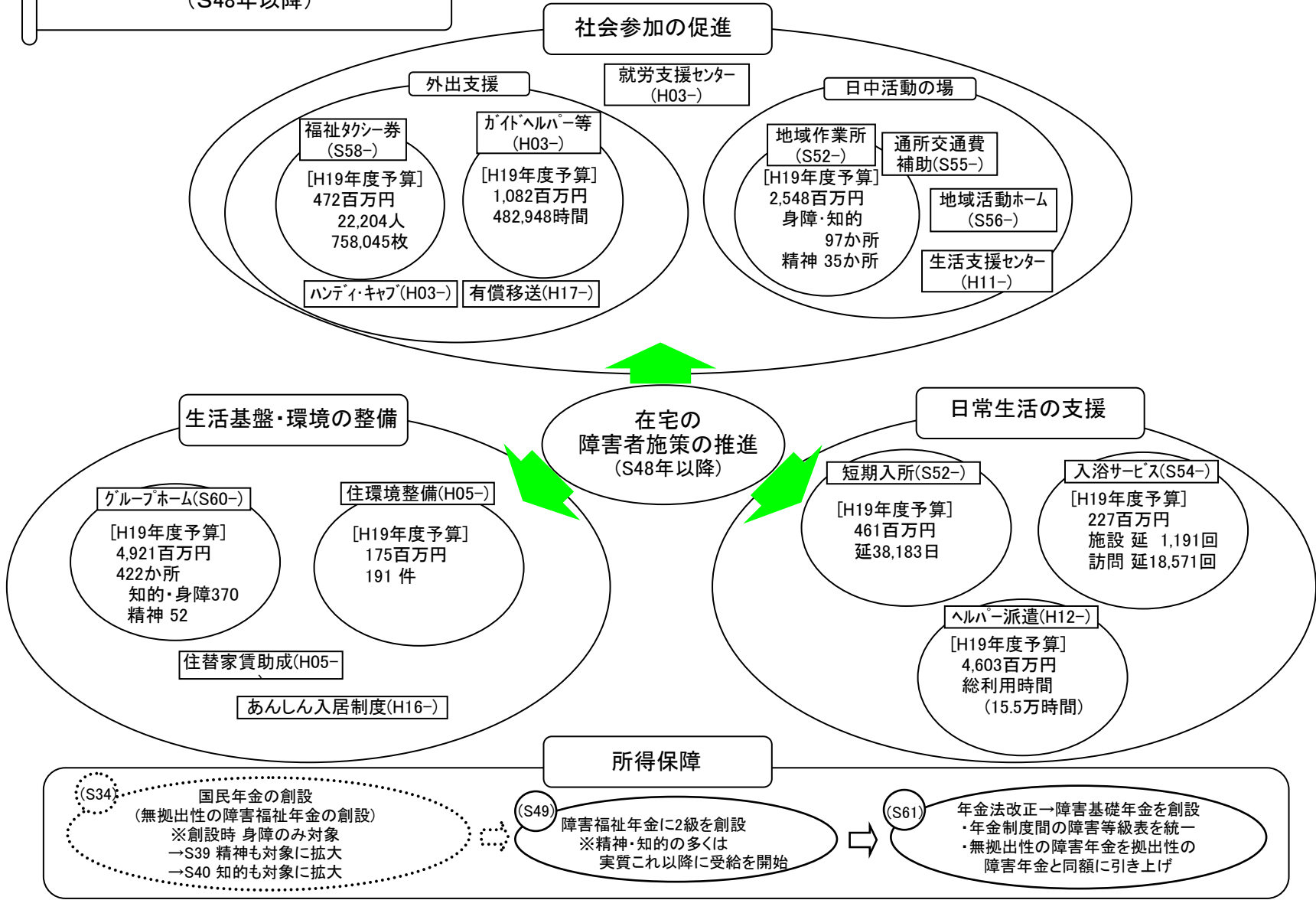
| 改正年度 | 改正前 | 改正後 | 備考 |
|--------|---|---|---|
| 昭和57年度 | [支給金額] 重度 3万円(年額) 中度 2万円(年額) | [支給金額] 最重度 6万円(年額) 重度 3万5千円(年額) 中度 2万5千円(年額) | 重度の重複障害者について日常生活の困難性、要介護性が考慮されていないとして、最重度を新設。重度、中度について、年額5千円を増額。 |
| 平成10年度 | [申請受付] 4月及び5月のみ [年度単位] 年1回の基準日設定 | [申請受付] 年度内常時受付 [年度単位] 年度を2期に分割 年2回の基準日設定 | 手当受給者の利便性を図るため、申請受付を年度内常時受付とした。また、基準日を年2回(4/1,10/1)設けることで、手帳取得後受給資格が生じるまでの期間を最大半年に短縮した。 |
| 平成17年度 | [手帳取得時の年齢] 規定無し | [手帳取得時の年齢] H17年10月1日以降、65歳以上で初めて手帳を取得した者は、手当の対象外とする。 | 65歳以上で初めて手帳を取得した者は、主に加齢による障害と考えられるため、高齢者施策での対応が適切と判断した。 |

□障害者福祉の推移(主な在宅施策)

参考4

| 昭和47年(1972) | 《障害者施設整備状況》 | 《平成18年度水準》 |
|-------------|-----------------------|--|
| | ◇身体障害者更生授産施設 1 | ◇身体障害者更生授産施設 7 |
| | ◇福祉授産所 2 | ◇福祉授産所 6 |
| | ◇盲児施設 1 | ◇盲児施設 1 |
| | ◇知的障害児通園施設 1 | ◇知的障害児通園施設 7 |
| | ◇知的障害児施設 2 | ◇知的障害児施設 4 |
| | ◇知的障害者更生施設 3 | ◇知的障害者更生施設 30 |
| | ◇知的障害者授産施設 | ◇知的障害者授産施設 9 |
| | ◇知的障害者通勤寮 | ◇知的障害者通勤寮 1 |
| | ◇知的障害者福祉ホーム | ◇知的障害者福祉ホーム 1 |
| | ◇知的障害者福祉工場 | ◇知的障害者福祉工場 1 |
| | ◇重症心身障害児施設 | ◇重症心身障害児施設 1 |
| | ◇身体障害者療護施設 | ◇身体障害者療護施設 3 |
| | ◇肢体不自由児通園施設 | ◇肢体不自由児通園施設 7 |
| | ◇難聴幼児通園施設 | ◇難聴幼児通園施設 1 |
| 昭和48年(1973) | 横浜市在宅障害者手当制度創設 | 55,840人 |
| | 横浜市在宅障害児援護協会設立 | H16市社協と統合 |
| 昭和49年(1974) | 障害児地域訓練会助成事業 | 75団体 |
| 昭和52年(1977) | 民生局に障害福祉課設置 | |
| | 地域作業所助成事業 | 135か所 |
| 昭和53年(1978) | 一時入所事業 | 短期入所事業 49か所 |
| 昭和56年(1981) | 地域活動ホーム設置運営費助成事業 | 38か所 |
| | ☆国際障害者年 | |
| 昭和60年(1985) | 障害者グループホーム事業 | 316か所(運営委員会・法人) |
| 昭和61年(1986) | ☆特別障害者手当創設【国】 | 3,617人 |
| | ☆年金制度改正(障害基礎年金創設)【国】 | 1級: 990,100円 2級: 792,000円 (2級は老齢基礎年金と同額) |
| 昭和62年(1987) | 横浜市総合リハビリテーションセンター開設 | |
| 平成3年(1991) | ガイドヘルプ事業 | 利用者 2,272人 |
| 平成4年(1992) | ふれあいショップ整備事業 | 19か所 |
| 平成5年(1993) | 障害者住環境整備事業 | |
| 平成7年(1995) | ☆障害者プラン【国】 | |
| 平成10年(1998) | ショートステイセンター開設 | |
| 平成11年(1999) | 法人型地域活動ホーム設置運営費助成事業 | 14か所 |
| | 障害者ケアマネジメント研修 | |
| 平成12年(2000) | 障害者ホームヘルプ事業 | 利用者 4,420人 |
| | ☆介護保険制度 | |
| 平成13年(2001) | 知的障害者自立生活アシスタント派遣事業 | 13か所 |
| 平成14年(2002) | 小規模通所授産施設助成事業 | 29か所 |
| 平成15年(2003) | ☆支援費制度 | |
| | 障害者相談支援事業 | 21か所 |
| 平成16年(2004) | 横浜市障害者プラン策定 | |
| | 障害者施策のグランドデザイン【国】 | |
| 平成17年(2005) | 障害者自立支援法成立【国】 | |
| | 発達障害者支援法施行【国】 | |

在宅障害者への主な支援施策 (S48年以降)



「指定都市における独自の手当(外国人給付金関係除く)一覧」(平成19年5月1日現在)

参考6

| 政令指定都市名 | 独自の手当の有無 | 独自の手当の内容 | | | | | | | 18年度決算見込額 | 19年度予算額 | 見直しの有無 |
|---------|----------|------------------------------------|--|--|---|---|---|--|---|---|---|
| | | 手当等名称 | 施行年度 | 給付金額 | 給付要件 | 年齢制限 | 所得制限 | 支給制限 | | | |
| 札幌市 | 無 | ◆18年9月～廃止 (参考)札幌市在宅重度心身障害者等介護手当 | 平成7年 (1995)7月 | 年額54,000円 (年2回支給) | 6ヵ月以上連続して常時床の状態にあり日常生活の介護を受けている ・身障1,2級 ・重度知的障害と判定又は診断された者 | 65歳未満 | 無 | □支給制限 ・施設入所,3か月以上入院 ・介護保険対象者 ■併給制限 ・特別障害者手当等受給者 ・障害基礎年金等受給者 | | | 18年8月末日付廃止 (対象者がいなくなったことによる) 参考)16年度対象者:12名 |
| 仙台市 | 有 | 仙台市重度障害者福祉手当 | 昭和49年 (1974)7月 (平成14年 (2002)8月改正) | 年額30,000円 年1回(11月)支給 ※平成14年8月改正 月額2,000円(年額24,000円)から 金額を上げ年1回支給へ変更 | 本市に居住する身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する重度障害者。 | 無 | 有 | □支給制限 ・施設入所 ■併給制限 ・特別障害者手当等受給者 ・障害基礎年金等受給者 | 61,530千円 (2,051名) | 62,040千円 | 無 |
| さいたま市 | 有 | さいたま市中心身障害者福祉手当 | 昭和41年 (1966) | 重度(右記①該当) 年額60,000円(月5,000円) 軽度(右記②該当) 年額30,000円(月2,500円) 年2回(3・9月)支給 | 市内に住所を有し、下記のいずれかに該当する者 ①身体障害者手帳1級又は2級の者、療育手帳マルA(最重要度)、A(重度)、B(中度)の者 ②身体障害者手帳3級の者、療育手帳C(軽度)の者 | 無 | 有(受給者本人が 市民税非課税であること) ※H18.4月～ 所得要件追加 | □支給制限 ・施設入所者 ■併給制限 ・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当を受給していない者 (身体障害者手帳1・2級及び療育手帳マルA・Aの重複者を除く) | 720,475千円 ①対象 10,443名 ②対象 3,123名 | 770,000千円 | 今年度は無 (今後は未定) |
| 千葉市 | 有 | 心身障害者福祉手当 | 昭和48年 (1973) | 年額103,800円(月額8,650円) 〔受給者のうち、身体障害1級又は2級かつ知的障害重度(療育手帳マルA～Aの2)の方は年額155,760円(月額12,980円)〕 年2回(4・10月)支給 | 20歳以上で下記のア～ウのいずれかに該当する方 ア.身体障害1級 イ.身体障害2級～6級で6か月以上ねたきり ウ.知的障害で知能指数50以下(療育手帳マルA～Bの1) | 20歳以上 | 無 | □支給制限 ・施設入所者,3か月以上入院 ■併給制限 ・特障手当等 | 797,000千円 (13,837名) | 身体:627,000千円 知的:117,000千円 計 774,000千円 | 無 |
| | | 身体障害児童福祉手当 | 昭和38年 (1963) | 年額103,800円(月額8,650円) 年3回 | 20歳未満で下記のア・イのいずれかに該当する児童の保護者 ア.身体障害1級又は2級 イ.身体障害3級～6級で6か月以上ねたきり | 20歳未満 | 無 | ■併給制限 ・障がい児福祉手当等 | 23,000千円 (195名) | 23,700千円 | ※18～19nに助成額の改正 有 17n)条例改正→18n)月額 14,170円から10,000円へ変更 →19n)8,650円へ変更 |
| | | 知的障害児童福祉手当 | 昭和39年 (1964) | 年額103,800円(月額8,650円) 〔受給者のうち、身体障害1級又は2級かつ知的障害重度(療育手帳マルA～Aの2)の方は年額155,760円(月額12,980円)〕 | 20歳未満で知能指数50以下(療育手帳マルA～Bの1)の児童の保護者 | 20歳未満 | 無 | ■併給制限 ・障がい児福祉手当等 | 90,000千円 (768名) | 84,600千円 | |
| 川崎市 | 有 | 川崎市心身障害者手当 | 昭和46年 (1971)度 | 最重度 年額60,000円 重度 年額35,000円 中度 年額25,000円 | 最重度:1級又は2級の身体障害者手帳を所持している方で、かつ知能指数が35以下の方 重度:①身体障害者手帳1・2級の方 ②知能指数35以下の方 ③3級の身体障害者手帳を所持している方で、かつ知能指数が50以下の方 中度:①身体障害者手帳3級の方 ②知能指数40以下の方 ③4級の身体障害者手帳を所持している方で、かつ知能指数が50以下の方 | 無 | 無 | □支給制限 ・施設入所者 | 661,610千円 (9,899名) | 689,220千円 | 今年度は無 (具体的に決まっていないが、 今後所得制限の導入等検討 する可能性有り) |
| 横浜市 | 有 | 横浜市在宅心身障害者福祉手当 | 昭和48年 (1973) | 最重度 年額60,000円 重度 年額35,000円 中度 年額25,000円 年2回(7・12月)支給 | 最重度:1級又は2級の身体障害者手帳を所持している方で、かつ知能指数が35以下の方 重度:①身体障害者手帳1・2級の方 ②知能指数35以下の方 ③3級の身体障害者手帳を所持している方で、かつ知能指数が50以下の方 中度:①身体障害者手帳3級の方 ②知能指数40以下の方 ③4級の身体障害者手帳を所持している方で、かつ知能指数が50以下の方 | 65歳以上で新たに 手帳を取得した 者は対象外 ※17年10月～年 齢制限追加 | 無 | □支給制限 ・施設入所者 | 1,904,000千円 (最重度 1,500名 重度 44,000名 中度 12,000名) | 1,900,000千円 | 改正検討中 (事業縮小の方向) |
| 静岡市 | 有 | 静岡市重度心身障害児扶養手当 | 平成15年 (2003)4月 | ①年額60,000円(月5,000円) 所得制限により特別児童扶養手当支給停止中の方) ②年額36,000円(月3,000円) ①以外の方 年3回(3,7,11月)支給 | ①～③いずれかに該当する20歳未満の在宅の児童を養育する保護者に支給する。 ①身体障害者手帳1級～3級 ②療育手帳A判定 ③特別児童扶養手当1級 | 無 | 無 | □支給制限 ・施設入所者 | 29,913千円 (概ね①620名②100名) | 30,505千円 | 無 |
| 名古屋市 | 有 | 重度障害者(児)給付金 | 昭和42年 (1967)12月 | 年額20,000円 年1回(12月)支給 | ○身障1・2級 ○知能指数35以下 ○身障3級かつ知能指数50以下 (いずれの場合も、愛知県在住重度障害者手当又は経過福祉手当の受給者であること) | 無 | 有 (愛知県在住重度 障害者手当又は 経過福祉手当 の所得制限の例による) | □支給制限 ・施設入所者 ■併給制限 ・特別障害者手当等受給者 ・障害基礎年金等受給者 ・外国人障害者給付金受給者 | 163,920千円 (8,159名) | 170,000千円 | 無 (具体的な見直し予定無) |

「指定都市における独自の手当(外国人給付金関係除く)一覧」(平成19年5月1日現在)

参考6

| 政令指定都市名 | 独自の手当の有無 | 独自の手当の内容 | | | | | | | 18年度決算見込額 | 19年度予算額 | 見直しの有無 |
|---------|----------|--|---|---|--|------------------|------|---|--------------------------|-----------|---|
| | | 手当等名称 | 施行年度 | 給付金額 | 給付要件 | 年齢制限 | 所得制限 | 支給制限 | | | |
| 京都市 | 無 | | | | | | | | | | |
| 大阪市 | 有 | 重症心身障害者介護手当 | 昭和49年(1974)度 | 年額 120,000円 年4回支給 | 本市区域内に住所を有する重症心身障害者(身体障害者手帳1・2級の交付を受け、かつ、知的障害の程度が重度[療育手帳Aまたは認定カード所持者])を介護する者。 | 無 | 無 | □支給制限 ・施設入所者 ・入院し付き添いを必要としないとき ■併給制限 ・特別障害者手当等全額受給者 | 98,700千円 (820名) | 99,500千円 | 有 (毎年見直しの候補として挙がっているが、具体的な見直し予定無) |
| | | ◆19年度～廃止 (参考)大阪市重度障害者給付金 | 昭和44年(1969)年度 | 身1・知A 年額10,000円 身2 年額 8,000円 | ○身障1・2級 ○知能指数35以下 | 無 | 無 | □支給制限 ・施設入所者 ■併給制限 ・進行性筋萎縮症等見舞金受給者 | 約390,000千円 (約40,000名) | - | 17n廃止決定→18n経過措置として継続実施→19n廃止 |
| 堺市 | 無 | | | | | | | | | | |
| 神戸市 | 無 | ◆15年度～廃止 (参考)重度障害者福祉年金 | 昭和37年(1962)年度 | 年額26,400円 年2回支給 | 3歳以上で身障1・2級又は重度の知的障害者 | 3歳以上 | 無 | 無 | 概ね毎年25,000名 | | |
| 広島市 | 有 | 広島市重度心身障害者介護手当 | 昭和49年(1974) | 重度身障・重度知的 年額24,000円(月2,000円) 重心 年額36,000円(月3,000円) | 次のいずれかに該当する5歳以上20歳未満の重度心身障害者を介助している保護者 ①肢体不自由で身体障害者手帳1級の所持者のうち、自力での起居及び移動が困難であると認定を受けた方 ②療育手帳マルAの所持者 | 5歳以上20歳未満 | 有 | □支給制限 ・施設入所者 ・病院入院の一部 ■併給制限 ・障害基礎年金受給者 | 5,076千円 (169名) | 5,064千円 | 手当の統廃合等を検討課題として挙げているが、具体的な改正方針や時期は未定。事業廃止は困難と考えている。 |
| | | 広島市在宅重度心身障害者援護見舞金 | 昭和47年(1972) | 年額8,000円 | 次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1級の所持者 ②知的障害者で、知的障害の程度が重度(マルA・A)の方 | 無 | 有 | □支給制限 ・施設入所者 ■併給制限 ・特別障害者手当等受給者 ・障害基礎年金等受給者 | 992千円 (132名) | 1,048千円 | |
| 北九州市 | 有 | 北九州市重度心身障害者介護見舞金支給事業 | 昭和48年(1973)10月 | 年額126,600円(月10,550円) | ①重度の障害(概ね身体障害者手帳1級、2級又は知的障害者で知能指数20以下程度の障害)を二つ以上有する者。 ②重度の障害を一つ有し、更に他の障害(概ね身体障害者手帳3級または知的障害者で知能指数35以下程度の障害)を二つ以上有する者。 ③その他①②に準ずる程度の障害を有し、日常生活において常に特別な介護を必要とする状態にある者。 | 無 | 無 | □支給制限 ・施設入所者 ■併給制限 ・特別障害者手当等受給者 ・障害基礎年金等受給者 | 14,142千円 (110名) | 12,341千円 | 無 (今後未定) |
| 福岡市 | 有 | 福岡市重度心身障がい者福祉手当 | 昭和48年(1973)度 | 在宅者:年額20,000円 施設入所者:年額15,000円 年1回(12月)支給 | 次のいずれをも満たす方: ①身体障害者手帳の1級または療育手帳のA1・A2を所持する方。もしくは、判定機関において知的障がいの程度が重度と判定された方。 ②9月1日現在で市内に居住し、かつ住民基本台帳(外国人登録原票)に記録されている方。あるいは本市の支援費支給決定または措置により身体障がい者施設等に入所されている方。 (以上の要件は、11月30日まで継続することが必要) | 無 | 無 | 無 | 312,715千円 (11,890名) | 307,225千円 | 有 |
| 新潟市 | 有 | 新潟市重度心身障がい者福祉手当 | 昭和51年5月(1976.5) | 月額2,000円 | 身体障害者手帳1、2級または療育手帳「A」を受けている、在宅の方。 | なし | 有 | □支給制限 受給者の課税年金収入が「前年中の障害基礎年金2級支給額から24,000円を差し引いた額」未満であり、かつ本人・配偶者・扶養義務者(いずれも生計同一)が市民税非課税であること ■併給制限 障害年金・障害児福祉手当・経過的福祉手当・特別障害者手当受給者 | 13,846千円 | 14,210千円 | 無 |
| | | 新潟市在宅重度重複障がい者介護見舞金 | 平成19年度(2007.4) ※県単事業で昭和54年度から実施、平成19年度より市へ事務移譲 | 月額20,000円 | 次の全てを満たす在宅の障がいの介護者(保護者)に支給 ①療育手帳「A」の交付を受けている方 ②身体障害者手帳を受けている方で、次の二つ以上の障害が重複している方 ・視覚障がい 1級または2級 ・聴覚障がい 2級 ・肢体不自由 1級または2級 ・内部障がい 1級 | なし | 有 | □支給制限 介護の対象となる障がい者・保護者・介護の対象となる障がい者の扶養義務者(いずれも生計同一)のいずれかの控除後の所得が障害児福祉手当の定める所得制限限度額を超えないこと ■併給制限 なし | 無 | 11,040千円 | 無 |
| 浜松市 | 有 | 浜松市在宅重度障害者介護者慰労金 浜松市在宅知的重度障害者介護者慰労金 | 昭和48年度(1973) | 年額70,000円 支払い月:12月 | 1.「特別障害者手当」を受給している方(9月1日時点)のうち、肢体不自由1級の障害認定を受けている方 2. 18歳以上20歳未満(5月1日現在)で、上記1と同程度の障害の状況にある方を常時介護している方 18歳以上(5月1日現在)の方で、9月1日時点において、療育手帳の交付を受けている方うち障害の程度が最重度で常時介護を要する方を常時介護している方 | 9月1日時点において、65歳未満 | 無 | 1. 9月1日からさかのぼって1年間において、6か月以上家庭での介護を受けていない方 2. 12月1日時点において、福祉施設に入所している方 | 28,280千円 | 34,440千円 | 無 (今後未定) |